

庄原産ペレットの製造がスタート

原料の持ち込みを受け付け中!

政策推進課木質バイオマス係 ☎0824-73-1113
庄原工業団地内の「庄原市森のペレット工場」で4月から木質ペレットの製造が始まりました。原料となる間伐材・林地残材を市内から収集する取り組みを行っています。



持ち込み材イメージ

持ち込み場所周辺地図

- 施設までのアクセス/庄原ICから車で約5分
備後庄原駅から車で約10分



事業目的の達成に向けて

ペレット製造事業は、未利用の森林資源をクリーンエネルギーに転換することで、エネルギーの地産地消や循環型社会の構築を目指しています。また、木材を原料として活用することで、山林所有者の皆さんの利益創出や林業振興・森林再生などにつなげていくことも目的としています。

目的の達成に向けて、庄原さとやまペレット(株)は、皆さんの山林から出される間伐材・林地残材を買い取り、庄原産ペレットを製造していきます。多くの皆さんのご協力をお待ちしています。

持ち込みに関する主な要件

原料の持ち込みは、直接工場へ持ち込まれる方法と、森林組合などを介して持ち込まれる方法があり、詳細は持ち込み形態によって次のとおりとなります。

共通事項

収集木材

市内の山林から出されるスギ、ヒノキの間伐材および林地残材

対象者

市内山林の個人所有者、自治組織
※個人林家を除く。

受入時間

8時30分～16時30分(土日、祝日を除く)

申し込み

事前に、庄原さとやまペレット(株)☎0824-72-6310へご連絡ください。

1 自ら間伐を実施し、工場へ直接搬入される場合

- ◎材 長 1m～3m程度
- ◎元 口径 5cm以上(枝払いが必要)
- ◎買取価格 7,000円/ト(税込み)
- ◎その他 伐採後1年以内の間伐材が対象。
今年度予定収集量は100ト。

※5ト以上の場合は集荷することも可能です。詳しくはお問い合わせください。

2 森林組合や素材生産業者へ依頼して木材を伐採・搬入される場合

- ◎対象者 上記の対象要件に加え、市内の森林組合や素材生産業者を介して材を持ち込まれる方。
 - ◎元 口径 5cm以上
- ※1,000円/ト(税込み)が直接、山林所有者へ支払われます。

庄原産ペレットを ご利用ください!

ペレットストーブ購入に補助

市は、ペレットストーブの普及促進と庄原産ペレット需要の拡大を図るため、事業所や一般家庭などでのペレットストーブ購入に対して補助金を交付しています。

庄原産のペレットを使ったペレットストーブで温まりながら、エネルギーの地産地消や森林資源の有効活用

① 補助金の内容

●ペレットストーブ
購入、設置などの経費の1/3、上限額12万円を補助

●ペレットボイラー
購入、設置などの経費の1/3、上限額50万円を補助

② 受付期間

随時受け付けています。

③ その他

対象者の要件や申し込み手続きなどの詳細は、お問い合わせください。

- ◎木材収集・ペレットに関する問い合わせ
庄原さとやまペレット(株)
☎0824-72-6310
- ◎ペレットストーブ購入促進補助金に関する問い合わせ
政策推進課木質バイオマス係
☎0824-73-1113
または各支所地域振興室



ペレットストーブ

好評です!

庄原市新婚世帯 家賃支援補助金

商工観光課観光定住係
☎0824-73-1179



人口減少の著しい若年層の定住と経済的支援を目的として、昨年12月から受付を開始した「庄原市新婚世帯家賃支援補助金制度」が好評です。申請者に実施したアンケートでは、本補助金が決め手となって新居を庄原市にしたという回答が2割、「検討材料になった」という回答も含めると半数近くになっています。

対象となるのは、平成21年4月1日以降に婚姻届を提出した、夫婦とも40歳未満の市民。

補助額は、実質家賃負担額から3万円を控除した額で、上限は2万円。また、申請者が市外に通勤している場合、月3千円を加算します。

補助金の支払い期間は、交付申請のあった日の次の月から2年間。半年ごと(4月～9月分・10月～翌年3月分)に家賃の支払いを確認した後、10月末と4月末ごろにまとめて支払います。

申込は、本庁・各支所窓口にて備え付けの交付申請書に必要事項をご記入のうえ、商工観光課または各支所地域振興室へ提出してください。

補助対象者

次のすべての要件にあてはまる方が対象です。

- ①平成21年4月1日～平成24年3月31日の間 婚姻届を提出した方。
- ②婚姻届出時に夫婦いずれも40歳未

- ③庄原市に同一世帯として住民登録している方。
- ④市内の民間賃貸住宅(※)に入居している方で、実質家賃負担額(家賃から住居手当を差し引いた額)が3万円を超える方。
- ⑤公的制度による家賃助成を受けていない方。市税の滞納がない方。

(※)民間賃貸住宅とは、次の住宅を除いたものです。

- ◎市営などの公的賃貸住宅
- ◎社宅、官舎、寮などの給与住宅
- ◎借主(契約者)が会社名義の住宅
- ◎2親等以内の親族が所有する住宅